

答申第1号

答 申

1 審査会の結論

南相馬市長（以下「実施機関」という。）が、令和6年8月28日付け6総第560号による行政情報部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）は妥当である。

2 審査請求に係る経緯

(1) 審査請求人は、令和6年8月9日付で、南相馬市情報公開条例（平成18年南相馬市条例第22号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対して「契約番号①：[REDACTED] 工事名①：[REDACTED]

[REDACTED] 工事のうち、本工事内訳表頁0-0004号表に記載されている施工パッケージ内訳表S P A 1 0 1 軟岩片切掘削頁0-0045の内訳と施工写真の一致が確認できませんが、出来高書類が未開示となっており、出来高支払いが適正に取扱われたか否かの確認が出来ませんので、開示願います。」「契約番号②：[REDACTED] 工事名②：[REDACTED]

[REDACTED] 工事のうち、下層路盤不陸整正施工写真の公開しない部分「顔写真及び個人の氏名」となっており、運転者が特定できないので、朝礼時のミーティングにおいて、無免許及び無資格者に大型特殊車両の運転を指示した事実が判明しませんので、御庁又は元請負人に提出されている、安全衛生作業指示書又は作業員名簿又は作業計画書（有資格者配置図）及び始業点検簿等（個人の氏名等は不開示とする。）歩車道境界ブロックの詳細図では基礎碎石はRC-40となっていますのでRC-40mmの納品伝票の開示を求めます。下層路盤材C-40mmの納品伝票の開示を求めます。」及び「契約番号③：[REDACTED] 工事名③：[REDACTED]

[REDACTED] 工事のうち、下層路盤不陸整正施工写真の公開しない部分「顔写真及び個人の氏名」となっており、運転者が特定できないので、朝礼時のミーティングにおいて、無免許及び無資格者に大型特殊車両の運転を指示した事実が判明しませんので、御庁又は元請負人に提出されている、安全衛生作業指示書又は作業員名簿又は作業計画書（有資格者配置図）及び始業点検簿等（個人の氏名等は不開示とする。）歩車道境界ブロック及びU型側溝の詳細図では基礎碎石はRC-40となっていますのでRC-40mmの納品伝票の開示を求めます。さらに、下層路盤材C-40mmの納品伝票の開示を求めます。」（以下これらを「本件行政情報」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

(2) 実施機関は本件行政情報のうち、公開請求に係る行政情報の内容に応じ部分公開（条例第11条第1項）又は文書不存在（条例第11条第2項）として決定し、本件処分により審査請求人に通知した。なお、公開しない部分及び決定の種類は次のとおりである。

区分	公開しない部分	決定の種類
ア	<p>契約番号① : [REDACTED] 工事名① : [REDACTED] [REDACTED]工事のうち、本工事内訳表 頁0－0004号表に記載されている施工パッケージ内 訳表SPA101軟岩片切掘削頁0－0045の内訳と 施工写真の一致が確認できませんが、出来高書類が未開示 となっており、出来高支払いが適正に取扱われたか否かの 確認が出来ませんので、開示願います。</p>	前回（令和 6年8月5 日付け6総 第467号） の公開決定 資料のとおり。
イ	<p>契約番号② : [REDACTED] 工事名② : [REDACTED] [REDACTED]工事のうち、下層路盤不陸整 正施工写真の公開しない部分「顔写真及び個人の氏名」とな っており、運転者が特定できないので、朝礼時のミーティン グにおいて、無免許及び無資格者に大型特殊車両の運転を指 示した事実が判明しませんので、御庁又は元請負人に提出さ れている、安全衛生作業指示書又は作業員名簿又は作業計画 書（有資格者配置図）及び始業点検簿等（個人の氏名等は不 開示とする。）歩車道境界ブロックの詳細図では基礎碎石は RC-40となっていますのでRC-40mmの納品伝票の 開示を求めます。下層路盤材C-40mmの納品伝票の開示を 求めます。</p>	文書不存在
ウ	契約番号③の作業員名簿中、個人の氏名、雇入年月日、 経験年数、生年月日、年齢、住所、電話番号、緊急連絡先、 家族連絡先、血圧、血液型、健康保険番号、年金保険番号及 び雇用保険番号	部分公開
エ	契約番号③の作業員名簿中、企業の印影	
オ	契約番号③中、下層路盤材C-40mmの納品伝票	文書不存在

- (3) 審査請求人は、令和6年11月9日付で、本件処分を不服として実施機関に対し審査請求を行った。
- (4) 実施機関は、令和6年12月4日付け6総第991号にて、行政不服審査法第23条の規定により、補正命令を行い審査請求人に通知した。
- (5) 審査請求人は、令和6年12月9日に不備を補正した審査請求書を再提出した。
- (6) 実施機関は、条例第18条の2第1項の規定により、令和6年12月25日付で、同条第2項に規定する弁明書の写しを添えて当審査会へ諮問を行った。

3 審査請求人の主張

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分を取消し、公開しない部分の開示を求めるもので

ある。

(2) 審査請求の理由

審査請求人の主張内容は必ずしも明らかでないが、要約すると以下のとおりである。

ア 契約番号①については、実施機関は、出来高調書の開示を拒み、出来形管理表を提示しており、出来高書類が未開示となっている。

イ 契約番号②については、安全衛生作業指示書又は作業員名簿又は作業計画書（有資格者配置図）及び始業点検簿等を開示とした。また、購入伝票及び廃材処分伝票の開示を求めたところ、材料の納品伝票については、市への提出を求めていないことを理由に不存在とした。

ウ 契約番号③については、提出書類及び証拠写真はごく一部しか開示していない。

4 実施機関の不開示理由説明の要旨

実施機関の主張を総合すると、次の理由により本件開示請求に係る行政情報は部分公開又は文書不存在であると決定をしたというものである。

(1) 契約番号①については、令和6年8月5日付け6総第467号の公開決定により、「出来形結果一覧表」「道路土木 挖削工（小段） 管理図表」及び「写真」を出来高管理書類として公開した。また、令和6年12月23日付け弁明書により、法長については法面整形工の出来形書類に含まれていたことから追加で、「出来形結果一覧表」及び「法面工 法面整形工 管理図表」を公開した。

(2) 契約番号②については、請負に係る提出書類については、当該工事契約日時点（令和2年12月16日）では、福島県元請・下請関係適正化指導要綱に準拠しており、この要綱に基づき、安全衛生作業指示書、作業員名簿、作業計画書（有資格者配置図）、始業点検簿等については、市への提出を求めていないことから文書不存在である。また、提出書類については福島県の「共通仕様書（土木工事編Ⅱ）」を準拠している。これに基づき材料の納品伝票については、市への提出を求めていないことから文書不存在である。

(3) 契約番号③については、令和6年8月28日付け6総第560号の公開決定により、「作業員名簿」を開示した。なお、個人の氏名、雇入年月日、経験年数、生年月日、年齢、住所、電話番号、緊急連絡先、家族連絡先、血圧、血液型、健康保険番号、年金保険番号及び雇用保険番号については、いずれも個人情報に該当するものとし、公開しないことが適法であると判断し、企業の印影については、事業者が取引をする際に使用するものであり、一般的に企業の内部管理情報として秘密にすることが認められるものとし、公開しないことが適法であると判断し、納品伝票については、市への提出を求めていないことから文書不存在であると判断したものである。

5 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

南相馬市情報公開条例では、条例第1条に規定されているとおり、市民の知る権利及び行政情報の開示を請求する権利が保障されているものであるが、開示請求権が認められるためには、実施機関が行政情報を管理し、当該文書が存在することが前提となる。

当審査会は、行政情報の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、実施機関及び審査請求人のそれぞれの立場から、本件開示請求に係る対象文書の存否について、以下のとおり判断する。

なお、本事案の審査に当たっては、書面により、審査請求人及び実施機関双方の説明を確認するとともに、関係資料の提出を実施機関に求めるなどして調査を行った。

(2) 本件開示請求に係る文書について

本件開示請求に係る文書は、調査の結果から以下のとおりと認められる。

ア 前記4(1)で実施機関が説明しているように、契約番号①については、令和6年8月5日付け6総第467号の公開決定により、「出来形結果一覧表」「道路土木　掘削工（小段）　管理図表」及び「写真」を出来高管理書類として公開した。また、令和6年12月23日付け弁明書により、法長については法面整形工の出来形書類に含まれていたことから追加で、「出来形結果一覧表」及び「法面工　法面整形工　管理図表」を公開している。

なお、審査請求人の主張では、「出来高書類」又は「出来高調書」と説明しているが、実施機関は「出来高」と冠する文書は保有しておらず、当該書類に対応するものとして、「出来形」と冠する上記文書を公開したものであり、実施機関の主張に不合理な点があるとは言えない。

イ 前記4(2)で実施機関が説明しているように、契約番号②については、請負に係る提出書類については、当該工事契約日時点（令和2年12月16日）では、福島県元請・下請関係適正化指導要綱に準拠しており、この要綱に基づき、安全衛生作業指示書、作業員名簿、作業計画書（有資格者配置図）、始業点検簿等については、市への提出を求めていないことから実施機関は当該文書を保有していない。また、提出書類については福島県の「共通仕様書（土木工事編Ⅱ）」を準拠しており、これに基づき材料の納品伝票については、市への提出を求めていないことから文書不存在であるとの実施機関の主張に不合理な点があるとは言えない。

ウ 前記4(3)で実施機関が説明しているように、契約番号③については、令和6年8月28日付け6総第560号の公開決定により、「作業員名簿」を開示している。なお、個人の氏名、雇入年月日、経験年数、生年月日、年齢、住所、電話番号、緊急連絡先、家族連絡先、血圧、血液型、健康保険番号、年金保険番号及び雇用保険番号については、いずれも個人情報に該当するものとし、公開しないことが適法であると判断し、企業の印影については、事業者が取引を

する際に使用するものであり、一般的に企業の内部管理情報として秘密にすることが認められるものとし、公開しないことが適法であると判断し、納品伝票については、市への提出を求めていないことから文書不存在であるとの実施機関の主張に不合理な点があるとは言えない。

(3) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和6年12月25日	実施機関から諮問書及び弁明書（写し）を收受
令和7年1月6日	実施機関から審査請求人から提出された弁明書に対する反論書（写し）を收受
令和7年1月20日	審議